

所管部課	企画財政部 財政課		部長	神山 尚	
件名	東大和市特別会計条例を廃止する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業に伴う清算金徴収及び交付事務について、令和4年9月6日に徴収及び交付事務が完了し、当該土地区画整理事業の換地処分公告後の関係事務がすべて終了したことから、東大和市土地区画整理事業特別会計を廃止するため、「東大和市特別会計条例」を廃止するものである。</p> <p>(1) 主な内容 「東大和市特別会計条例」の廃止 ・廃止前の東大和市特別会計条例の規定による土地区画整理事業特別会計に係る令和4年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。 ※廃止条例附則第2項 ・廃止前の土地区画整理事業特別会計に属する財産、債権債務及び歳計剰余金は、東大和市一般会計が引き継ぐものとする。 ※廃止条例附則第3項</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 本条例の廃止によって、東大和市土地区画整理事業特別会計の廃止の手続きが適正に行われる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和5年第1回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。